

青森地域大学間連携協定書

青森公立大学、青森県立保健大学、青森大学、青森中央学院大学、青森短期大学、青森中央短期大学、青森明の星短期大学及び北里大学獣医学部（以下「連携校」という。）は、相互の連携及び協力に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、連携校が相互に連携し、協力することにより、青森地域の高等教育の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 連携校は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 学部及び大学院での教育・研究に関すること。
- (2) 図書館等の教育・研究施設の利用に関すること。
- (3) 連携校の共同による事業の企画及び実施並びに地域貢献に関すること。
- (4) 学生及び教職員の定期的な交流に関すること。
- (5) その他必要と認める事項

（連携協議会）

第3条 前条に掲げる事項を円滑に推進するため、青森地域大学間連携協議会（以下「連携協議会」という。）を置く。

（幹事等）

第4条 連携校は、1年交替で連携協議会の幹事を受け持つものとする。  
2 幹事を受け持つ大学は、連携協議会の定期学長会議を開催するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成22年3月31日までとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、連携校が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を8通作成し、各自その1通を保有する。

平成20年2月5日

青森公立大学 学長

佐々木 恒男

青森県立保健大学 学長

志村 由子

青森大学 学長

栗原 堅三

青森中央学院大学 学長

中村 信吾

青森短期大学 学長

木村 隆文

青森中央短期大学 学長

久保 薫

青森明の星短期大学 学長

辻 昭子

北里大学獣医学部 学部長

伊藤 伸彦

4A16B